

再生可能エネルギー利子助成事業 実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、再生可能エネルギーの導入を促進し、地域の持続可能な発展に寄与するため、再エネ事業者に対し、設備導入に要する資金の利子負担を軽減することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における「再エネ事業」とは、太陽光、風力、バイオマス、小水力等の再生可能エネルギーを利用した発電設備並びにバイオマスによる熱供給(熱電供給も含む)設備の設置及び運営を指す。

(対象事業)

第3条 利子助成事業の助成対象事業は、兵庫県の「地域創生！再エネ発掘プロジェクト」(再生可能エネルギー補助事業)の補助を受けたものであって、以下の条件を満たすものとする。ただし、同事業による利子助成及びひょうご環境創造協会(以下、「協会」という。)の無利子貸付制度による財政的支援を受けている場合、または受ける予定がある場合は対象外とする。

- (1) 再エネ事業化に必要な基本調査・概略設計等が終了していること
- (2) 金融機関からの融資を受け、再エネ設備の導入に要する資金を調達していること
- (3) 収益を活用し、地域が主体となって地域活性化を進める事業であること

(対象団体)

第4条 助成対象団体は、以下に該当する自治会等の任意団体、非営利団体等とする。

- (1) 活動の本拠地が県内にあること
- (2) 当該地域に根差した活動をしていること
- (3) 法人格を取得していること
- (4) 構成員が10人以上であること
- (5) 暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35号)第2条第1号に規定する暴力団及び第3号に規定する暴力団員または暴力団排除条例施行規則(平成23年兵庫県公安委員会規則第2号)第2条各号に掲げる者でないこと

(利子助成の対象)

第5条 再エネ設備の導入に要する融資の利子について、以下の条件で助成する。
利子助成金に1円未満の端数が生じるときは、その端数を切り捨てるものとする。

- (1) 助成対象期間:償還期間の1/2(最長10年間)

- (2) **助成利率**: 融資残額の 1.0% (但し融資利率が 1.0%未滿の場合は融資利率を上限とする)
- (3) **助成額の上限**: 太陽光発電については年間 30 万円、その他の再エネ事業については年間 50 万円を上限とする。
- (4) **助成回数**: 年 1 回とする。初年度以降は毎年 4 月に当該年度分の申請をすること

(対象経費)

第 6 条 以下の経費を対象とする。

- (1) 設備購入費
- (2) 設置工事費
- (3) 関連する許認可取得費
- (4) その他、協会が認める経費

(交付申請)

第 7 条 利子助成を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、「再生可能エネルギー利子助成金交付申請書」(第 1 号様式)に下記に掲げる書類を添えて協会に提出すること。ただし、2 年目以降の利子助成の交付申請(当該年度の 4 月 30 日期限)については、書類の記載事項に変更が生じていない限り、下記に掲げる書類の添付を省略することができる。

- (1) 金融機関の融資の実行がわかる資料(融資契約書の写し)
- (2) 過去に採択された「地域創生！再エネ発掘プロジェクト」にかかる
 - ① 補助金交付決定通知書(写し)
 - ② 地域創生！再エネ発掘プロジェクト補助事業申請書(写し)及び添付書類(写し)
※変更交付申請を行った場合は、変更交付申請時の申請書も併せて提出のこと
 - ③ 地域創生！再エネ発掘プロジェクト報告書(写し)
- (3) 設備仕様書
- (4) 法人登記簿謄本
- (5) その他、協会が必要と認める書類

(審査基準)

第 8 条 協会は、以下の基準を考慮し助成を決定する。

- (1) 事業計画の実現可能性
- (2) 地域への貢献度
- (3) 事業者の信用力
- (4) 環境への配慮

(交付決定)

第 9 条 協会は、第 7 条による交付申請があったときは、その内容を審査し、利子助成事業交付の可否について、「再生可能エネルギー利子助成金交付(不交付)決定通知書」(様式第 2 号)により申請者に通知する。

(利子助成事業の変更等)

第 10 条 申請者は、次の各号のいずれかに該当するときは、「再生可能エネルギー利子助成事業変更届出書」(様式第 3 号)に変更の根拠となる書類を添付し、あらかじめ協会に提出しなければならない。

- (1) 利子助成の交付対象となる融資の内容又は融資の返済の内容に変更が生じた場合
- (2) 利子助成事業の対象事業を中止し、または廃止しようとするとき

(利子助成金の請求)

第 11 条 申請者は、第 9 条の規定による交付決定を受けたときは、交付決定通知の発出日から起算して 30 日以内に「再生可能エネルギー利子助成金請求書」(様式第 4 号)を協会に提出しなければならない。

2 協会は、前項の規定による請求書を受領した日から 30 日以内に利子助成金を交付するものとする。

(利子助成金の交付の停止等)

第 12 条 協会は、次の各号のいずれかに該当するときは、利子助成金の交付を停止し、以後の利子助成金の交付を打ち切り、又は既に交付した利子助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 第 10 条の規定により、交付決定額に変更(減額)が生じたとき
- (2) 提出書類に虚偽を記載し、または利子助成金の申請に関し、不正な行為があったとき
- (3) 各年度の 12 月末時点で融資の返済が停止しているとき
- (4) 融資を完済したとき
- (5) 整備した施設又は設備を第三者に譲渡又は貸し付けたとき
- (6) その他この要綱の規定に違反したとき

(報告義務)

第 13 条 助成金を受けた者は、事業の進捗状況及び成果について、定期的に、「再生可能エネルギー利子助成事業報告書」(様式第 5 号)により報告する義務を負う。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、協会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 6 月 17 日から施行する。